

騒音に係る環境基準等について

1. 環境基準とは

環境基準とは、生活環境を保護し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）で定められているものです。

2. 騒音に係る環境基準について

騒音に係る一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境基準は表1のとおりです。また、表2に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、表1によらず、表2の環境基準が適用されます。

表1 騒音に係る一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日の6:00）
類型A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
類型A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
類型B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
類型C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

表2 道路に面する地域における環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日の6:00）
類型Aの地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
類型Bの地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
類型Cの地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

表2の場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間（高速自動車道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲）については、特例として表3の環境基準が適用されます。

表3 幹線交通を担う道路に近接する空間における環境基準

基準値		(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準値（昼間：45 デシベル 夜間：40 デシベル以下）によることができる。
昼間 （6:00～22:00）	夜間 （22:00～翌日の6:00）	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

岡山市では、土地の用途地域に応じて、道路に面する地域を含む一般地域において環境基準が適用される地域（あてはめ地域）を表 4 のとおり指定しています（平成 24 年 3 月 29 日 岡山市告示第 269 号）。

表 4 岡山市における地域の類型

地域	あてはめ地域		
	類型 A	類型 B	類型 C
岡山市（岡山市御津支所管内及び建部支所管内以外の地域）	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 用途地域以外の地域	近隣商業地域 準工業地域 商業地域、工業地域
岡山市御津支所管内及び建部支所管内の地域	御津新庄及び御津矢原の各一部		地域の類型 A 以外の地域

3. 自動車騒音に係る規制（要請限度）

指定地域内における自動車騒音の測定結果が、表 5 に示す基準（要請限度）を超過していることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を講じることを要請することができます（騒音規制法第 17 条第 1 項）。

また、上記の他、道路管理者（国、都道府県、市町村等）に対して、道路構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができます（騒音規制法第 17 条第 3 項）。

表 5 自動車騒音に係る要請限度

地域の類型	基準値	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日の 6:00）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線の車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下
c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 5 に関わらず、特例として昼間：75 デシベル 夜間：70 デシベルの要請限度が適用されます。